障害でお困りの方へ

障害福祉施策を紹介します vol. 4

社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210

市は、障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな福祉サービスの 提供や事業を実施しています。これらのサービスや事業を多くの人に知ってもらい、利用してもらうため、本 市の取り組みについてシリーズで紹介します。

最終回となる今回は、「障害福祉サービス」と「障害児通所支援」について紹介します。

- 1.障害福祉サービス ―

障害福祉サービスは、障害のある人が自宅で日常生活を送るためにサポートを行う「介護給付」と、自立した生活を営むためや就労に向けて必要となるスキルを身に付けるために訓練の機会を提供する「訓練等給付」があります。 ※介護保険制度の対象者は、介護保険サービスを優先して利用します。

【介護給付】

| E7T PS/PHIJ2 | | | |
|-------------------|--|------------|----------------------------|
| | | 主な利用要件 | |
| サービスの種類 | 内容 | 障害支援 区分 | 対象者 |
| 居宅介護 | 自宅で入浴・トイレ・食事の介護を行います。 | 1~6 | 障害者 |
| 重度訪問介護 | 自宅での入浴・トイレ・食事の介護や、外出時の移動支援などを 総合的に行います。 | 4~6 | 重度の障害により常に介 護を必要とする障害者 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人の、外出時の危険回避や移動 の支援を行います。 | 3~6 | 障害者 ※身体障害者を除く |
| 同行援護 | 目が見えない人の移動に必要な情報の提供や代筆・代読、移動の支援を行います。 | 区分不要 | 視覚障害により移動に著 しい困難を有する障害者 |
| 重度障害者等 包括支援 | 居宅介護をはじめ複数のサービスを包括的に行います。 | 6 | 介護の必要性が非常に高 い障害者 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気などになった際、施設で短期間(宿泊 も含む)、入浴・トイレ・食事の介護を行います。 | 1~6 | 障害者 |
| 療養介護 | 医療機関で、リハビリや看護、介護、日常生活の支援を行います。 | 5~6 | 医療と常時介護を必要と する身体障害者 |
| 生活介護 | 昼間に、日常生活の介護を行いながら、創作的活動(絵画や書など)や生産活動(ものづくり・調理など)の機会を提供します。 | 3~6 | 常に介護を必要とする障 害者 |
| 施設入所支援 | 入所施設で、夜間や休日に日常生活の介護を行います。 | 4~6 | 障害者 |

【訓練等給付】

| 【训株守和17】 | | | | |
|---------------------|---|-------------------------------|--|--|
| サービスの種類 | 内容 | 主な利用要件・対象者 | | |
| 自立訓練 (機能訓練/生活訓練) | 自立した日常生活・社会生活ができるように、身体機能や生活能力 の向上に必要な訓練を行います。 | 障害者 | | |
| 就労移行支援 | 就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行います。 | 65歳未満で一般企業などへ の就労を希望する障害者 | | |
| 就労継続支援A型 | 働く場を提供するとともに、知識や能力の向上に必要な訓練を行います。(雇用契約あり) | 65歳未満で一般企業などで の就労が困難な障害者 | | |
| 就労継続支援B型 | 働く場を提供するとともに、知識や能力の向上に必要な訓練を行います。(雇用契約なし) | 一般企業への就労が困難な障 害者 | | |
| 就労定着支援 | 就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応するため、必要な 支援を行います。 | 上記訓練等給付サービスを利 用して一般就労した障害者 | | |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。入 浴・トイレ・食事などの介護が必要な人へは介護サービスも行いま す。 | 障害者 ※区分認定が必要な場合あり | | |
| 自立生活援助 | 一人暮らしに必要な理解力·生活力を補うため、定期的に居宅を訪問し、随時必要な支援を行います。 | 障害者 | | |

2. 障害児通所支援

障害児通所支援とは、療育や訓練などが必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練などの支援を行うものです。

| サービスの種類 | 内容 | 主な利用要件・対象者 |
|-----------------|--|--|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作や知能・技能の指導、集団生活への適 応訓練などを行います。 | 未就学の障害児 |
| 医療型児童発達支援 | 医療型児童発達支援センターなどで医学的な管理の下、児童発達支援 を行います。 | 肢体不自由がある障害児 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 居宅を訪問し児童発達支援を行います。 | 重度の障害などにより、外出 が著しく困難な障害児 |
| 放課後等 デイサービス | 放課後や夏休みなどに、生活能力向上のための訓練などを継続的に実施することで、学校教育と合わせて自立を促進するとともに、児童の居場所づくりを行います。 | 就学中の障害児 |
| 保育所等訪問支援 | 障害児支援の専門家が保育所などを訪問し、児童やスタッフに対して 集団生活に適応するための支援や指導などを行います。 | 専門的な支援が必要と認め られる、保育所などへの入所 中または就学中の障害児 |

手続きの流れ

※サービス提供事業所の定員や体制などにより、すぐに利用ができない場合があります。 ※申請から利用開始までは2カ月程度かかります。

①相談・申請

市または相談支援事業所へサービスの利用 について相談。その後、必要な書類を準備 し、市へ申請します。

②障害支援区分の認定

認定調査員が申請者を訪問し、支援の必要性の調査を行います。併せて、主治医に「医師意見書」を作成してもらいます。それらを基に市の審査会で区分を認定します。

③サービス利用計画案の作成・提出

相談支援事業所がサービスの利用計画案を 作成します。

④ 支給決定、受給者証の発行

市は計画案などを踏まえ、支給決定を行います。

⑤サービス利用計画の作成・提出

相談支援事業所がサービス提供事業所と調整し、実際のサービス利用計画を作成します。申請者は、サービス提供事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。

市内の相談支援事業所一覧

- ■相談支援事業所えーる ☎0824-72-7310
- ありす相談支援事業所 ☎08477-2-3121
- ■相談支援事業者ゆうき相談所 ☎0824-88-3123

⑤サービス利用計画の作成・提出

サービス利用開始

- ■相扶の郷相談支援事業所 ☎0824-74-0611
- ■相談支援事業所ひまり ☎0824-74-6677

費用負担

障害福祉サービス、障害児通所支援ともに、利用者は原則サービス料の1割を負担します。 ただし、前年の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を超える負担はありません。 (食費や光熱水費などの実費は利用者負担)

申請窓口・問い合わせ

社会福祉課障害者福祉係 ☎ 0824-73-1210 または各支所地域振興室・市民生活室